

例 4

個人情報保護に関する委託先との覚書（例）

例	備考
<p>個人情報の取扱いに関する覚書</p>	<p>タイトルは、「個人情報の取扱いに関する契約書」、「個人情報保護に関する契約書」、「秘密保持に関する基本契約書」等がある</p>
<p>○×○×（以下「甲」という）と△△△△（以下「乙」という）は、平成__年__月__日付で締結した_____契約書に基づき甲が乙に委託した業務（以下「委託業務」という）の遂行にあたり、乙が取り扱う個人情報の保護及び管理について、次のとおり合意する。</p>	<p>本記載例は、別に委託に関する基本契約書があり、個人情報保護に関しては基本契約書とは別に覚書を締結するパターンとしているが、基本契約書の中で個人情報の取扱いに関する取り決めが行われている場合等もある。</p>
<p>第1条(目的)</p> <p>本覚書は、乙が委託業務を遂行するにあたり、乙の取得個人情報の適切な取扱いを確保することを目的とする。</p>	
<p>第2条(定義)</p> <p>「個人情報」とは生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む）をいうものとする。</p> <p>2. 「取得個人情報」とは、前項に規定された個人情報のうち、乙が委託業務の遂行のために取得した次の情報のことをいうものとする。</p> <p>(1)委託業務の遂行のため、乙が甲から提供を受けた個人情報</p> <p>(2)委託業務の遂行のため、乙が自ら収集した個人情報</p> <p>(3)委託業務の遂行にあたり、乙が業務上知り得た上記以外の個人情報</p>	<p>本記載例は、契約代理業者に、その保有する営業情報を主として活用する契約業務を委託する場合等を想定したものである。</p> <p>委託元から提供される個人情報だけを利用する宛名印刷業務やデータ入力、編集、出力等の業務の委託の場合には、(2)委託先が自ら収集した個人情報や(3)業務上知り得た個人情報に関する定義の記載を必要としない。</p>

<p>第3条(取得個人情報の保護義務)</p> <p>乙は、取得個人情報の取扱いについて関係する法令、ガイドライン等を遵守するとともに、その具体的な取扱いに疑義が生じたときは、甲の指示に従うものとする。</p> <p>2. 乙は、委託業務遂行にあたり、取得個人情報を機密事項としてその保護に努めるとともに、これを委託業務以外の目的に利用してはならないものとする。また、甲の事前の書面による承諾なしに、取得個人情報が記録された媒体の複写、複製及び加工してはならないものとする。</p> <p>3. 乙は、取得個人情報を第三者及び業務上知る必要のない従業者(雇用関係のある従業員、派遣社員等)に開示・提供してはならないものとする。</p> <p>4. 乙は、委託業務が終了し、又は解除された後においても、前3項の義務を負うものとする。</p> <p>5. 本条各号に定める取得個人情報の保護義務は、委託業務に従事する従業者も、その在職中及び退職後においても同様に負うものとし、乙はこのために当該従業者に対し、必要な措置を講ずるものとする。また、乙は、甲から要求があった場合に、本項の措置を甲に明らかにしなければならない。</p>	<p>委託業務の内容により、所定の場所以外への媒体の持出し禁止等を記載すべき場合は、その旨の記載を行う。</p> <p>また、複写、複製を禁止する媒体の形態(書面、フロッピーディスク、コンパクトディスク、サーバ、ハードディスク等)を明確にしておく必要がある場合には、その旨の記載を行う。</p> <p>従業者に対する措置として、従業者との間の個人情報保持契約等があるが、措置内容が明確である場合には、本覚書に記載しておくことも可能である。</p>
--	---

<p>第4条(個人情報の収集の取扱手順)</p> <p>乙が、委託業務の遂行のために個人情報の収集を行うときは、その業務の目的を明確にし、その目的の達成のために必要な範囲内で、甲が定め、乙が承認した適法かつ公正な取扱手順に従い、個人情報を取り扱わなければならない。</p>	<p>委託先が、委託業務のために個人情報を収集することがない場合には、本条の規定は不要である。</p> <p>個人情報の取扱手順としては、個人情報の収集方法、本人からの同意の取得方法、保管期間、廃棄等に関するものが含まれ、取扱いの目的を明確にし、その目的達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手順を定めておくことが望ましい。</p> <p>また、乙が独自の責任で収集した個人情報を甲からの委託業務に利用する場合、委託業務に利用することがその個人情報の利用目的となっているか、必要な本人の同意を乙が取得しているかなどという、乙の個人情報の取扱いに関する確認を行い、甲の委託業務に乙が収集した個人情報を利用することが適法かつ公正であることを担保するために必要な取決めを覚書等の中に盛り込むことが望ましい。</p>
<p>第5条(取得個人情報の取扱責任者)</p> <p>乙は、委託業務の遂行にあたり、取得個人情報の取扱責任者を定め、その指揮のもとに取得個人情報を適切に保護しなければならないものとする。</p> <p>2. 乙は、取得個人情報の取扱責任者の氏名及び所属を書面により甲に通知するものとする。また、当該責任者を変更した場合も同様とする。</p> <p>3. 取得個人情報の取扱責任者は、本覚書に定める事項を遵守するとともに、従業者にこれを理解・遵守させるために必要かつ適切な教育を施す責任を負うものとする。</p>	

<p>第6条(安全性の確保)</p> <p>乙は、善良なる管理者の注意をもって取得個人情報を管理する義務を負うものとし、取得個人情報が記録された情報処理システムに対する不正アクセス、破壊、改ざん、又は乙の取得個人情報の紛失、漏えい等の危険を防止し、取得個人情報の必要かつ適切な管理を行うための合理的な安全対策を講じるものとする。</p>	<p>委託先における個人情報の漏えい防止、盗用禁止、返還、消去、廃棄等の個人情報の安全管理に関する事項について記載する。</p>
<p>第7条(再委託の制限)</p> <p>乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。</p> <p>2. 乙は、委託業務の一部を乙以外の第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託業務を遂行する能力を持つ者を、責任を持って選定することとし、事前に書面にて甲の承認を得なければならない。</p> <p>3. 乙は、前項に基づき甲の承認を求める場合は、再委託の内容、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を書面で提出しなければならない。</p> <p>4. 本条第2項の規定により乙から委託を受けた者は、本覚書により乙が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。乙は、その旨明記した書面を乙及び当該委託業務を受けた者との連名で甲に提出しなければならない。</p> <p>5. 乙から当該委託業務を受けた者が更に他の第三者に委託してはならない。</p>	<p>本記載例は、委託業務の一部を委託先が他に再委託することは認めるが、再再委託することは原則認めない場合の記載例である。</p> <p>再委託をすべて禁止する場合には、「乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。」等の記載が考えられる。</p> <p>再再委託等2段階以上の委託を許す場合には、再再委託先等の選任監督に関する事項を定める必要がある。</p>

<p>第8条(管理状況の報告・調査)</p> <p>甲は、乙の取得個人情報の管理状況について、その必要に応じ、乙の書面による報告を求めることができるものとし、乙は速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>2. 甲は、乙の取得個人情報の管理状況を調査するため、乙に事前に通知したうえで乙の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、乙は甲の調査に協力する義務を負うものとする。</p>	<p>委託業務の内容や委託期間により、定期的な報告や委託業務終了時の報告等を行うことが甲乙間で定まっている場合には、その旨記載する。</p> <p>また、甲による事務所立入調査のほか、報告調査の状況により、乙に対し、担当者の変更、作業手順の変更、保管・廃棄手順の変更等を求める場合があることが甲乙間で定まっている場合には、その旨を記載する。</p>
<p>第9条(事故発生時の措置)</p> <p>乙は取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合には、ただちに甲に報告するとともに、本人からの苦情への対応等を甲と協議し、適切な措置を講じるものとする。</p> <p>2. 乙は、発生した事故の再発防止策について検討し、甲と協議のうえ決定した再発防止策を乙の責任と費用負担で講じるものとする。</p>	<p>委託先が、委託に係る個人情報の取扱いに関する事故を起した場合、委託元と委託先の双方で事故対応を行う必要があるが、その対応は両者がよく連携して行うことが望ましい。</p>
<p>第10条(損害賠償)</p> <p>前条の規定にかかわらず、乙の責に帰すべき事由により、取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生し、甲が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が発生した場合には甲及び乙は誠意をもって協議を行うとともに乙の費用負担でこれらに対処するものとする。この場合、甲が損害を被ったときは、乙は甲に対して当該損害を賠償しなければならないものとする。</p>	<p>事故の責任に関する規定については、委託元又は委託先のいずれかが優越的地位の濫用とならないよう両者が十分協議し、理解しておく必要がある。</p>

<p>第11条(取得個人情報の返還等)</p> <p>乙は、委託業務の終了後、取得した個人情報(記録された資料等(電磁的記録を含む))を、甲の指示に従い、甲に返還するか、消去又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとし、甲が希望した場合には、取得個人情報の返還、消去又は廃棄に関し甲指定の様式による証明書を発行するものとする。</p>	<p>特に第2条第2項(2)(委託先が独自に収集した個人情報)の取扱いについては、委託元と委託先の間で十分協議し、必要な条項を記載しておくことが望ましい。</p>
<p>第12条(協議事項)</p> <p>本覚書に定めのない事項もしくは本覚書の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。</p>	<p>訴訟等の場合の管轄裁判所を定めておく場合もある。</p>
<p>上記覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">平成____年____月____日 (甲) (乙)</p>	